



島根県報

平成29年3月28日（火）

第2,889号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（3件）	（ " ）	2

【公 告】

公共測量の実施（3件）	（技 術 管 理 課）	3
公共測量の終了	（ " ）	4
島根県公共工事積算共同利用システム（第3次）の開発及び運用業務の調達に係る提案競技の実施	（ " ）	5

告 示

島根県告示第141号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市三瓶町池田字榎原2705から2707まで、2711
 - 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第142号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市三隅町井野へ1940-3、へ1941-4、上府町イ2355、イ2357-1、イ2358、内田町949、1195から1198まで、1199-1から1199-3まで、1200-3
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第143号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町田野原668-1、668-2、668-4、669-1から669-3まで、669-6
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第144号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
江津市有福温泉町865-1、1154、1154-1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公

告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県土木部道路維持課長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 作業期間

平成29年 3月15日から同年 9月29日まで

3 作業地域

島根県東部管内一円（松江市、出雲市、大田市、雲南市、奥出雲町、飯南町）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県土木部道路維持課長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 作業期間

平成29年 3月15日から同年 9月29日まで

3 作業地域

島根県西部管内一円（浜田市、益田市、大田市、江津市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県土木部道路維持課長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 作業期間

平成29年 3月15日から同年 9月29日まで

3 作業地域

島根県隠岐管内一円（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成29年 3月10日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

平成28年 6 月 25 日から平成29年 3 月 10 日まで

3 作業地域

浜田市

島根県公共工事積算共同利用システム（第3次）の開発及び運用業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成29年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県公共工事積算共同利用システム（第3次）（以下「次期システム」という。）の開発及び運用業務

(2) 仕様

島根県公共工事積算共同利用システム（第3次）の開発及び運用に係る基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

(3) 予算額

263,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 開発期限及び運用期間

(1) 開発期限

システム開発、動作確認及びデータ移行 平成30年 3 月 31 日

(2) 運用期間

平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月 31 日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ 共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加していないこと。

- ク 国際標準化機構が定めた規格 I S O9001の認証取得者であること。
- ケ 国、都道府県又は人口50万人以上の自治体における公共工事積算システムの開発業務を平成23年4月1日以降受注した実績を有する者であること（共同企業体構成員としての実績も可とする。）。
- コ ケにより受注した業務において開発した公共工事積算システムに関する公共工事積算データ・プログラムの改訂又は保守、維持管理等の運用業務を平成23年4月1日以降受注した実績を有する者であること（共同企業体構成員としての実績も可とする。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (ト) 取引金融機関
- (チ) 決算
- (リ) 利益金の配当の割合
- (ニ) 欠損金の負担の割合
- (シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (セ) 解散後の瑕疵担保責任
- (オ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大であり、(1)クに該当すること。

ウ 構成員の全てが(1)アからカまでに該当すること。

エ 共同企業体の構成員のいずれかが(1)ケ及びコに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

4 本提案競技に関する資料

(1) 配布する資料

- ア 基本仕様書
- イ 本提案競技に係る様式
- ウ 評価項目
- エ 島根県情報セキュリティポリシー
- オ 島根県公共工事積算共同利用システム運営協議会規約
- カ 島根県公共工事積算共同利用システム基本要綱
- キ 積算基準及び積算システムデータ共同改訂にかかる協定書
- ク 積算基準及び積算システムデータ共同改訂規定
- ケ 島根県現行積算システム施工単価コード一覧
- コ 島根県現行積算システム基礎単価コード一覧

(2) 配布資料の配布期間及び配布場所

守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部配布する。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布に

より提供する。

ア 配布期間

平成29年3月28日（火）から同年4月14日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階）島根県土木部技術管理課土木設計基準グループ

(3) 閲覧できる資料

ア 閲覧資料

- (ア) 島根県建設工事積算基準
- (イ) 島根県業務委託積算基準
- (ウ) 島根県情報通信システム（内部系システム）技術標準
- (エ) 島根県情報通信システム開発プロセス管理標準
- (オ) 島根県情報通信システム運用管理標準

イ 閲覧資料の閲覧期間及び閲覧場所

- (ア) 閲覧期間
(2)アに同じ。
- (イ) 閲覧場所
(2)イに同じ。

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、共同企業体の場合は、イからカまでの書類について全構成員のものを提出すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 島根県公共工事積算共同利用システム（第3次）の開発及び運用業務提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書

ウ 財務諸表（決算報告書）

エ 法人の登記事項証明書又は身分証明書（物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）等島根県において定める入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

オ 島根県税の未納の徴収金がないこと又は納税義務がないことの証明書（登録業者は、提出を要しない。）

カ 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと又は納税義務がないことの納税証明書（登録業者は、提出を要しない。）

キ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得登録証の写し

ク 公共工事積算システムの開発業務及び運用業務の受注実績書

ケ 配置予定技術者届

コ 担当者届

サ 3の(2)アに関する協定書の写し（共同企業体の場合のみ）

(2) 提出書類の形式

4の(1)イで配布する様式による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部提出すること。

ウ 提出期限

平成29年4月28日（金）午後5時までに提出すること（郵送の場合は、書留により必着のこと。）。

エ 提出先

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部技術管理課土木設計基準グループ

電話（直通）0852-22-5390 ファクシミリ 0852-25-6329

電子メール gijyutsu@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年5月11日付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、4の(1)イで配布する質疑票により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、必ず到着確認の電話をすること。）。

(2) 提出期限

平成29年4月14日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)エに同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成29年4月21日（金）までに、提案競技配布資料受領者全員に対し、ファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

次期システムの開発及び運用業務について提案すること。ただし、4の(1)イで配布する提案書の記載内容確認表における必須項目及び機能必須項目確認表に対応する記載を必ず行うこと。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 提案書等の形式

ア 提案書の形式は、任意とする。ただし、用紙は全てA4版とし、ページ番号を付すものとする。

イ 見積書は、4の(1)イで配布する様式による。

(3) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

(ア) 提案書 15部

(イ) 見積書 1部

ウ 提出期限

平成29年5月16日（火）午後5時までに提出すること（郵送の場合は、書留によることとし、必着のこと。）。

なお、必要に応じて提案書の内容についてヒアリングを行う場合がある。

エ 提出先

5の(3)エに同じ。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- (2) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (3) 4の(1)イで配布する提案書の記載内容確認表における必須項目及び機能必須項目確認表に対応する記載が無いものがあるとき。
- (4) 提案書の内容が明らかに基本仕様書の内容を満足していないとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他の提案者の代理をしたとき。
- (7) 島根県が実施する入札について公告日から第2次審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。
- (8) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 選定方法

(1) 評価手順

別に設置する島根県公共工事積算共同利用システム（第3次）調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、選定を行うものとする。

ア 第1次審査

提案価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、1の(3)の予算額の範囲内であるものについて書類審査を行い、上位の提案者を3者程度選定する。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。プレゼンテーション及びヒアリングの説明者については、5名以内とし、5の(1)ケで届け出た配置予定技術者を必ず含めること。

(2) 提案書の評価方法

ア 提案内容が、要求する仕様を上回るものを評価対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

ウ 評価基準（評価項目）及び評価配点は、次のとおりとする。

- (ア) 実績に関する項目 3点
- (イ) 費用に関する項目 20点
- (ロ) 構築方針、調達方針及びプロジェクト管理に関する項目 15点
- (ハ) 開発及び機能要件に関する項目 30点
- (ニ) 運用要件に関する項目 25点
- (ホ) 機器及び設備に関する項目 5点
- (ヘ) その他の項目 2点

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果についてはア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果についてはアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

- (4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が特定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について第2次審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払は、行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 再委託

ア 契約予定者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

イ アのただし書の規定により発注者に承諾を求める場合においては、再委託先の名称、再委託する理由、再委託の内容、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を書面で提出し、発注者の承諾後速やかに基本仕様書特記事項Ⅰ「保護すべき情報の取扱いに係る特記事項」に記載する契約予定者の義務と同等の義務を有し、それを遵守する旨の再委託先から発注者に対する誓約書を発注者に提出しなければならない。

(7) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加又は修正には応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)エに同じ。

14 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefecture and its cities, towns, villages and related public works groups will develop and implement an interoperable quantity surveying system that will calculate the cost of public works operations.

(2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00 p.m. 16 May 2017

(3) For further details contact : Shimane Prefecture Engineering Management Division 8 Tono-machi, Matsue

City, Shimane Prefecture, 690-0887, Japan

TEL 0852-22-5390